

姫監公表第2号

令和8年2月10日

姫路市監査委員	三輪	徹
同	芝野	稔
同	白井	義一
同	山口	悟

令和7年度監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により標記監査を行つたので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 総務局定期監査結果報告書
- 2 教育委員会事務局定期監査結果報告書
- 3 教育委員会事務局隨時監査結果報告書

令和7年度 教育委員会事務局随時監査（行政監査を含む。）結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第5項の規定に基づく随時監査及び行政監査

(2) 監査の対象

教育委員会事務局

教育総務部 総務課、学校施設課

教育企画室

学校教育部 教職員課、学校指導課

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク管理シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの観点で実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局

令和7年10月10日から同年11月11日まで

2 監査の結果

（仮称）姫路市立荒川南小学校整備に係る事務処理に関して監査を行った。監査の結果として、次のとおり意見を付すものである。

(1) 校舎の規模・構造について

令和6年3月に策定された『（仮称）荒川南小学校整備基本構想・基本計画』（以下、基本構想・基本計画という。）では、平面計画について「校舎は原則3階建てとする。」とされているが、令和6年5月に契約された設計委託の基本設計の中では、4階建てとなっていた。

また、構造計画については、基本構想・基本計画では「校舎の構造種別は、可変性、工事費、環境への影響等について比較検討し、総合的な判断により決定する。」とされており、基本設計書の構造設計基本方針では、機能性、耐震

安全性、耐久性、経済性などの条件を合理的に考慮した構造計画とし、構造種別は鉄筋コンクリート造とされた。

その後、「姫路市における今後的小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」（令和7年3月公表）をまとめる作業の中で、2050年までの人口推計を基に児童数の再推計を行ったところ、2030年代をピークに、その後は大きな増減が見られない状況が続くことが判明したため施設規模の再検討を行い、この結果、鉄筋コンクリート造3階建に変更し、予算の増額補正措置を行った上で令和7年7月に設計委託契約の変更を行っているものである。

しかしながら、施設規模等を再検討する契機となった児童数推計については、令和5年12月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した地域別将来推計人口に合わせて補正された本市の将来推計人口を基にしているもので、再推計後の児童数は設計委託（令和6年5月契約）の発注前には想定できたものである。そのことからも、必要なクラス数及びその他特定目的室の根拠並びに構造も含め適正な事業費の検討などに対し、意識や捉え方が希薄であったと言わざるを得ない。

小学校の整備という大規模な事業を進めるに当たっては、内部統制の観点からも、あらゆるリスクを想定するとともに、関係部署との情報共有や連携に加え、市民への説明責任を踏まえた方針決定の根拠や意思決定のプロセスを明確にしておく必要があると考える。

今後も学校の統廃合が想定される状況において、校舎等の整備方針を決定又は変更する際は、その経緯や理由を明確にし、適切な意思決定を行われたい。

(2) 開校までのスケジュールについて

基本構想・基本計画では、「新設小学校は可能な限り早期に建設、開校する必要があり、建設には、建物の設計・工事に時間を要することから、迅速に手続きを進め、令和10年4月開校を予定する。このため、新設校の建設工事は、令和7～9年度に実施する。」とされている。

しかしながら、設計変更が発生したため、建設工事は令和8～9年度となる予定であり、一段と厳しい状況となっている。今後、想定外の事案が発生した場合、遅れを取り戻すことができず開校時期に影響することが懸念される。

教育委員会事務局内はもとより、市長部局とも連携を密に図り、令和10年4月開校に向け円滑に事業を進められたい。